

## 相 談 役 規 程

平成 2 2 年 5 月 1 6 日 制定

(目 的)

第 1 条 本規程は、定款第 2 8 条に基づき、組合執行部の業務継続を確保することを目的として、相談役を置くことが出来る。

(相談役)

第 2 条 理事長、副理事長又は専務理事を経験し、退任した者で理事会で承認された者を、相談役に任命する。

(任期及び定数)

第 3 条 任期は、原則として 2 年とし、定数は 2 人以内とする。

(職 務)

第 4 条 相談役は、組合執行部への助言を行う。

(秘密保持)

第 5 条 相談役は、その職務に関し知りえた秘密を洩らしてはならない。

(職務の停止及び解任)

第 6 条 相談役がその職務を全う出来ないと判断される場合は、理事長がその職務を停止させ、必要に応じて理事会の承認により解任することが出来る。